(4)　 備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 女性相談センター | １　備品シールは現物に貼付すべきものであるが、公印に貼付することは困難であるため、印鑑収納箱に貼付している。次の公印については、更新されたにもかかわらず、印鑑収納箱には新たな備品シールではなく、廃棄された公印の備品シールが貼付されたままとなっていた。　・センター出納員之印（物品番号080055770000）　・センター長印（物品番号080055780000）　２　備品出納簿のシステム化に伴い、物品番号が変更されたにもかかわらず、変更後の備品シールではなく、変更前の備品シールが貼付されたままとなっていた。　・金庫（物品番号080055810000）　・シュレッダー（物品番号080055940000） | 【是正を求めるもの】備品出納簿との照合を確実にするため、備品シールを更新されたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】第74条　（略）２　物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。 |

 | 　１　印鑑収納箱内に貼付されていた廃棄後の公印の備品シールを取り除き、更新した現在使用中のセンター長印、同出納員之印の備品シールを新たに貼付した。２　金庫及びシュレッダーに貼付されていた変更前の物品番号が記された備品シールを取り除き、変更後の物品番号に修正した新たな備品シールをそれぞれに貼付した。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 以下の物品について、使用されておらず、今後の使用見込みがないにもかかわらず、不用の決定及び処分等がなされていなかった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理No. | 取得年月日 | 内容 | 数量 |
| 40070990000 | 平成13年３月30日 | パソコン | １ |

 | 【是正を求めるもの】「大阪府財務規則」に基づき、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品については、不用の決定の上、速やかに処分等を行うとともに、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】第87条　知事又は第三条の規定を作成の上物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。２　前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。 |

 | 平成26年12月19日付けで不用品決定し、平成27年８月24日廃棄処分（業者による引取り）を行った。今後は、総務担当より年に１度、備品の実査を所内の各備品管理担当グループに指示した上、報告させることとした。また、実査の結果「使用する必要がない又は使用に耐えない物品で保存の必要がないもの」については、総務担当において不用品決定後廃棄処分を行うこととした。 |

備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 泉尾高等学校 | 備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあり、定期的に備品出納簿と現物の照合が行われていない実態が認められた。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 品　名 | 商 品 名 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 備品 | 家具什器類 | 　－ | バスケット台 | 昭和57年３月15日 | １ | 215,000円 |
| 家具什器類 | 　－ | バスケット台  | 昭和57年３月15日 | １ | 215,000円 |
| 家具什器類 | 　－ | バスケット台 | 昭和57年３月15日 | １ | 215,000円 |
| 家具什器類 | 　－ | 陶芸がま | 昭和56年２月９日 | １ | 608,460円 |
| 家具什器類 | 卓子類 | 教卓 | 昭和47年11月27日 | １ | 204,500円 |
| 家具什器類 | 厨房器具 | 湯煎器 | 昭和56年１月20日 | １ | 104,300円 |

　 | 【是正を求めるもの】現物が確認できない原因を調査の上、必要な是正処理を行われたい。今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿への記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。(1)　備品出納簿（様式第39号）(2)～(7)　（略）第87条　知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49条)を作成の上不用の決定をしなければならない。２　前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。【備品管理の適正化について】（平成23年７月13日　施設財務課長通知）標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品 |
| 出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。（中略）４　照合確認　府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。 |

 | バスケット台については、固定式と移動式で一対となっており、経年劣化で移動式のみ廃棄したが、金額の按分査定ができなかったため、不用決定が行われていなかった。また、固定式も経年劣化により使用できない状況のため平成27年３月に不用の決定を行った。陶芸がま、教卓、湯煎器については、監査受検当日に現物確認することができなかったが、後日調査した結果現物を確認した。その際備品シールの印字が消えていたものについては、新しいラベルを貼り換えた。今後は施設財務課通知「備品管理の適正化について」に基づき、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、老朽化等で使用できない物品は、廃棄の処理を進め、不用決定、備品出納簿への記簿等適正な管理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局監査：平成26年10月31日）